浜松市告示第537-1号

浜松市自転車等の放置の防止に関する条例（平成６年浜松市条例第１７号）第１１条第２項及び第３項の規定により撤去した自転車等を同条例第１３条第１項の規定により保管したので、同条第２項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和８年１０月１日

浜松市長　中　野　祐　介

記

１　撤去した場所

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

２　撤去した日

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

３　保管する期間

撤去した日から令和９年４月１日

４　保管及び返還を行う場所

浜松市中央区北寺島町６１７－６　浜松市自転車等保管所

５　その他市長が必要があると認める事項

（１）返還時に必要となるもの

ア　費用（自転車　２，０４０円、原動機付自転車３，０５０円）

イ　保管自転車等引取通知書（送付された方のみ）

ウ　自転車等のカギ

エ　身分を証明できるもの

（２）浜松市自転車等保管所の取り扱い日時及び電話番号

ア　取扱い日時

平日の午前８時３０分から午後５時１５分まで

イ　電話番号

０５３－４５８－７６７１

（３）保管した自転車等

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

自転車　　２台

別紙

「撤去・保管自転車等一覧」　（区域内）

No.	撤去した場所	撤去した日	車体等の特徴	保管台帳番号
1	浜松市中央区田町 325-1 地先市道	令和 8 年 9 月 25 日	形式：ミニ（自転車） 色：緑色 特徴：前かご有、鍵有	444
2	浜松市中央区砂山町 324-8 地先市道	令和 8 年 9 月 25 日	形式：婦人（自転車） 色：銀色 特徴：前かご有、鍵有	445
	以下余白			

浜松市告示第537-2号

浜松市自転車等の放置の防止に関する条例（平成６年浜松市条例第１７号）第１２条第２項の規定により撤去した自転車等を、同条例第１４条第１項の規定により保管したので、同条第２項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和８年１０月１日

浜松市長　中　野　祐　介

記

１　撤去した場所

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

２　撤去した日

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

３　保管する期間

撤去した日から令和９年４月１日

４　保管及び返還を行う場所

浜松市中央区北寺島町６１７－６　　浜松市自転車等保管所

５　その他市長が必要があると認める事項

（１）　返還時に必要となるもの

ア　保管自転車等引取通知書（送付された方のみ）

イ　自転車等のカギ

ウ　印鑑

エ　身分を証明できるもの

（２）浜松市自転車等保管所の取り扱い日時及び電話番号

ア　取り扱い日時

平日の午前８時３０分から午後５時１５分まで

イ　電話番号

０５３－４５８－７６７１

（３）保管した自転車等

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

自転車　　２台

別紙

「撤去・保管自転車等一覧」　（区域外）

No.	撤去した場所	撤去した日	車体等の特徴	保管台帳番号
1	浜松市中央区入野町 102-15 地先市道	令和 8 年 9 月 24 日	形式：スポーツ（自転車） 色：灰色 特徴：前かご有、鍵有	430
2	浜松市中央区和田町 165-4 地先市道	令和 8 年 9 月 25 日	形式：折り畳（自転車） 色：小豆色 特徴：前かご無、鍵無	449
	以下余白			